



自家発入門 11

電気事業法による自家発電設備の保安規制(その9)

11月号では、「使用前安全管理検査」(使用前自主検査及び使用前安全管理審査)について紹介します。

Q 1

工事計画の事前届出が必要な自家発電設備の工事が完了した後は、どのような手続きがあるのでしょうか。

A 1

「使用前安全管理検査」や「定期安全管理検査」を行うこととされています。

Q 2

「使用前安全管理検査」について教えてください。

A 2

使用前安全管理検査には、「使用前自主検査」と「使用前安全管理審査」があります。

使用前安全管理検査は、法第51条に規

定され、工事計画の事前届出を行った事業用電気工作物に対して、その使用の開始前に設置者が、自主検査(使用前自主検査)を行い、その検査結果を記録し保存することとされています。

その後、設置者の申請により、国等による使用前安全管理審査が実施されます。

使用前自主検査の詳細は、「(1)~(4)」に記載されているとおりです。

(1) 使用前自主検査の対象設備

使用前自主検査は、工事計画の届出を行った事業用電気工作物が対象とされています。

(内発協ニュース8月15日号

自家発入門8参照)

一方、対象外とされるものについては「施行規則第73条の2の2」で規定されており、次に示すものは、対象外とされています。

二 内燃力を原動力とする火力発電所
(送電電圧17万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものは当該遮断機を除く。)

六 非常用予備発電装置

七 別表第4に記載された公害防止関係の事業用電気工作物

八 試験のために使用する事業用電気工作物

(2) 使用前自主検査の実施時期

使用前自主検査を実施する時期は、「施行規則第73条の3」で次のとおり規定されています。

- ① 工事計画に係る一部の工事が完成した場合で、完成した部分を使用しようとする時
- ② 工事計画に係るすべての工事が完了した時

(3) 使用前自主検査の確認事項と方法

使用前自主検査で確認する事項は、「法第51条第2項」で次の「①及び②」と規定されています。

- ① 工事が届出を行った工事計画に従って行われたものであること。
- ② 経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

使用前自主検査は、届出を行った工事計画に従って工事が行われたこと及び技術基準に適合していることを確認するために、十分な方法で行うことと「施行規則第73条の4」で規定されています。

「届出を行った工事計画に従って工事が行われたこと」については、事前届出を行った工事計画と異なる工事をした場合には「①について確認」ができませんこととなります。そのため、「法第48条第1項」に規定されているとおり、工事計

画の変更の届出を行っておくことが必要です。

また、使用前自主検査の方法は、経済産業省より「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」（20210326保局第1号）が示されているので、参照されたい。

(4) 使用前自主検査の記録と保存

① 使用前自主検査で記録する事項

使用前自主検査の結果の記録事項は、「施行規則第73条の5第1項」に表1のとおり規定されています。

表1 使用前自主検査で記録する事項

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 検査年月日 |
| 2 | 検査の対象 |
| 3 | 検査の方法 |
| 4 | 検査の結果 |
| 5 | 検査を実施した者の氏名 |
| 6 | 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 |
| 7 | 検査の実施に係る組織 |
| 8 | 検査の実施に係る工程管理 |
| 9 | 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 |
| 10 | 検査記録の管理に関する事項 |
| 11 | 検査に係る教育訓練に関する事項 |

② 使用前自主検査の結果の記録の保存期間

記録の保存期間は、「施行規則第73条の5第2項」に表2のとおり規定されています。

表2 記録の保存期間

第1号から第6号まで	使用前自主検査を行った後、5年間
第7号から第11号まで	使用前自主検査を行った後、最初の安全管理審査の通知を受けるまでの期間

力発電設備は登録安全管理審査機関が行うことと、「施行規則第73条の6の2」で規定されています。

(3) 審査・評定と結果の通知

登録安全管理審査機関が行った審査結果は、遅滞なく経済産業大臣に通知されます。

経済産業大臣は、安全管理審査を行った場合又は登録安全管理審査機関等から安全管理審査の結果の通知を受けた場合は、その結果に基づき総合的な評定を行い、審査及び評定の結果を設置者に通知することとされています。

Q3 「使用前安全管理審査」について教えてください。

A3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物の設置者に対して、使用前安全管理審査を受けることが規定されています。

この審査は、設置者の申請により、実施されます。

Q4 当該事業用電気工作物が使用できるのは、「使用前安全管理審査」に合格してからとなるのでしょうか。

A4 使用前安全管理審査には、合否の概念はありません。審査及び評定の結果、是正事項があれば設置者自ら処置を行うこととなります。

使用前自主検査において、設置者自らが、その工事が届出を行った工事の計画どおりに行われていることや、技術基準等の適合性を確認し、確認できなければ使用してはならないとされています。

届出を行った工事計画に変更があった場合は、工事計画の変更の届出を行い、工事計画に従って行われたことを確認できるようにしておかなければなりません。

なお、次回12月号では、「定期安全管理検査」について紹介します。

(1) 審査事項

審査事項は、「法第51条第4項」で使用前自主検査の実施に係る組織、検査方法及び工程管理のほか、「施行規則第73条の8」で次のとおり規定されています。

- ① 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ② 検査記録の管理に関する事項
- ③ 検査に係る教育訓練に関する事項

(2) 審査機関

審査は、経済産業大臣の登録を受けた者（登録安全管理審査機関）又は経済産業大臣が行うこととされていますが、火